

行動13

「障害者雇用支援月間」「障害者週間」 等でのPRを充実します。

障害者雇用支援月間（9月）、障害者週間（12月3日～9日）において、メディアに本行動宣言のPRや企業の求人広告を掲載していきます。

また、その期間に、各種イベントなどを「障害者雇用促進キャンペーン」として実施するとともに、広報東京都、ポスター、車内つり広告等でPRしていきます。

（東京都、東京しごと財団）

< (株)ユニクロの事例 >

「全店舗に最低一名、障害を持った方を雇用する」

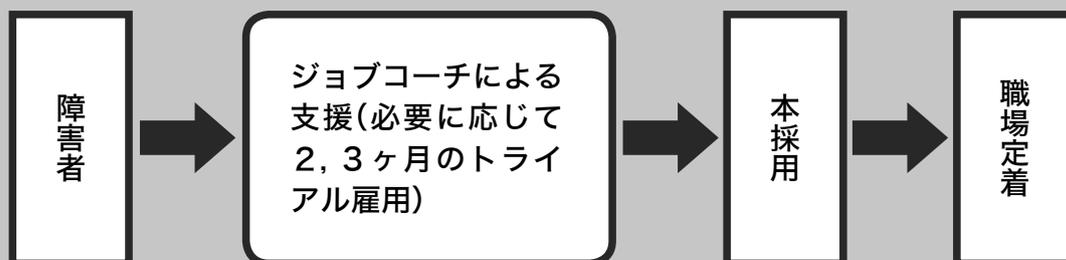
～経営トップの明確な方針

【雇用数】 783名

【雇用率】 7.43% *平成19年6月1日現在

【業務内容】 店舗での商品確認、仕分け、補整、清掃等

【特色】 職場定着率が高い。



行動13を具体化する事業

事業名・事業内容	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度 取組と事業目標	担当
<p>13-1 障害者雇用支援月間(9月)における情報発信関係事業</p> <p>企業・都民の皆様に向けて、障害者雇用の機運醸成と障害者雇用支援のためシンポジウム等普及啓発事業を実施する。</p>	<p>パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルやビデオで紹介</p>	<p>パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルやビデオで紹介</p>	<p>パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルやビデオで紹介</p> <p>シンポジウム9月24日 テーマ「東京の障害者就労支援を考える」</p>	<p>パネル展示(9月) シンポジウムを9月25日に予定</p>	<p>【事業所管】 東京都 東京しごと財団</p>
<p>13-2 障害者週間におけるPRの実施</p> <p>障害者週間のPR用ポスターに障害者の就労支援の内容を盛り込むなど、障害者への普及啓発を行う。</p>	<p>広く障害者問題に関する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律(福祉)特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示 <p>テレビ朝日「東京サイト」に情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都障害者福祉交流セミナー「障害者の多様な働く機会と『働きたい』に応える～障害者就労支援の現状とこれから」 	<p>広く障害者問題に関する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律(福祉)特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示 <p>テレビ朝日「東京サイト」に情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都障害者福祉交流セミナー「地域の相談支援の現状を考える～わたしたちの東京はどんなところなのか～」 	<p>広く障害者問題に関する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律(福祉)特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示 <p>テレビ朝日「東京サイト」に情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都障害者福祉交流セミナー「東京における相談支援の現状を考える～相談支援のしくみ、それを動かす人材をどう活かしていくか～」 	<p>障害者週間中の機会を捉えて、就労支援に係る内容を盛り込み、効果的な普及啓発を図っていく。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>

行動14

障害者雇用好事例集や職場で配慮すべき事項を紹介します。

これまでも関係機関等により、障害者雇用好事例集を発行してきましたが、それをさらに充実していきます。

また、障害者雇用に当たっての留意点のほか、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を発行してきましたが、今後、より広く配布していきます。

そして、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、精神障害それぞれの障害特性や就労上配慮すべき事項の紹介、地域の就労支援機関の支援状況などの紹介に新たに取り組み、企業が障害者雇用にさらに積極的に取り組めるよう支援していきます。

(東京都、東京障害者職業センター)

<横河電機グループの事例>

知的障害者の職域開拓と障害者のキャリアアップを支援！

(グループで)

【雇用数】 149名 【雇用率】 2.14% ※平成19年6月1日現在

【特色】 知的障害者の職域の広さと人材育成

【横河ファウンドリー(株)】 ～知的障害者の職種一覧

人事・総務事務、経理事務（PC）、名刺作成、銘板（製品用シール）作成、IDカード作成、ゴム印作成、ホームページ更新、データオペレーション、書類の発送代行、社内便集配、カタログ在庫管理・発注、リサイクル（古紙回収など）など

行動14を具体化する事業

事業名・事業内容	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度取組と事業目標	担当
14-1 就労支援機関PR～企業向けDVDの作成・配布 企業に対して、地域の就労支援機関の支援状況などを紹介するDVDを作成、配布し、就労支援機関の一層の活用を図っていく。	各区市町村障害者就労支援事業者及び各障害者就業・生活支援センターにおいて、企業への啓発に活用を図った。	各区市町村障害者就労支援事業者及び各障害者就業・生活支援センターにおいて、企業への啓発に活用を図った。	各区市町村障害者就労支援事業者及び各障害者就業・生活支援センターにおいて、企業への啓発に活用を図った。	平成25年度に引き続き、各区市町村障害者就労支援事業者及び各障害者就業・生活支援センターにおいて、企業への啓発を促す。	【事業所管】 東京都
14-2 学校PR～企業向けDVDの作成の推進（再掲） 各企業の障害者雇用に対する理解啓発や企業開拓時のプレゼンテーションに活用するため、卒業生の就労先での活躍の様子等を盛り込んだDVDを作成し活用する。	各校進路担当者の企業開拓活動に活用し、各企業の障害者雇用に対する理解啓発を促した。	各校進路担当者の企業開拓活動に活用し、各企業の障害者雇用に対する理解啓発を促した。	各校進路担当者の企業開拓活動に活用し、各企業の障害者雇用に対する理解啓発を促した。	平成25年度に引き続き、各校進路担当者の企業開拓活動に活用し、各企業の障害者雇用に対する理解啓発を促す。	【事業所管】 東京都教育委員会
14-3 雇用好事例集などの作成 うつ病のある者を中心とした精神障害者の職場復帰支援（リワーク）で蓄積した事例から、企業向けの支援マニュアルを作成・配布する。					【事業所管】 東京障害者職業センター
14-4 障害者雇用実態調査の実施【東京都緊急雇用創出事業】 精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等について委託調査を行い、その結果を普及啓発リーフレットとして作成する。					【事業所管】 東京都
14-5 障害者就労実態調査 (新規) 障害者を雇用している都内民間企業について、障害者の一般就労における実態や支援体制について全体像を把握し、分析を行う。	26 新規事業	26 新規事業	26 新規事業	調査結果について、企業向け普及啓発セミナーで紹介する等周知を図る。	【事業所管】 東京都

視点7 中小企業の障害者雇用をサポート

行動15

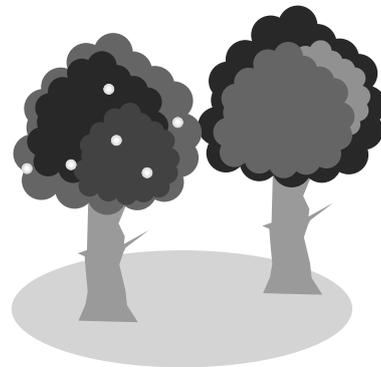
中小企業の雇用に向けた新たな仕組みを検討します。

東京都中小企業団体中央会は、中小企業の障害者雇用について、講習会をはじめとするあらゆる会議の場や情報誌・ホームページ等を活用して、広報・啓発を図っていきます。

また、中小企業が事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する新たな仕組みを検討していきます。(※)

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」では、この事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合には、当該組合と組合員企業とをまとめて雇用率を算定できることになっています。

(東京都中小企業団体中央会)



行動15を具体化する事業

事業名・事業内容	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度 取組と事業目標	担当
<p>15-1 事業協同組合の活用による中小企業における障害者雇用創出に向けた取り組み</p>	<p>事業協同組合等の中でも、多数の組合員（中小企業）を擁する組合を対象に、個別に職員が訪問し、障害者雇用促進法の趣旨や各種の措置を説明。中小企業等における障害者雇用の創出に向けた啓発を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催し、中小企業における障害者雇用の創出に努めた。（出席者41人） ・ 本会が毎年実施している都内中小企業1,500社を対象とした労働事情実態調査の中で、平成22年度に引き続き、障害者の雇用状況等について再調査し、中小企業における障害者雇用の現状と課題について把握した。調査により得られたデータを中小企業における障害者雇用の啓発活動等に活用している。（回答数511社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。（出席者24名） 	<p>東京都障害者就労支援協議会構成機関と連携しながら、事業協同組合等を通じて中小企業における障害者雇用の理解促進及び関係法令、各種障害者支援施策の周知を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京都中小企業体中央会</p>

行動16

中小企業に対する支援を強化します。

中小企業団体をはじめとする関係機関と密接に連携しながら、中小企業への雇用支援策を推進し、中小企業における雇用促進を図っていきます。

○中小企業障害者雇用支援助成事業の推進

東京都は、障害者の雇用開始後、国の助成期間と合わせて3年間について、都独自の賃金助成を行い、中小企業における障害者の雇用促進・定着を図ります。

○東京ジョブコーチ支援事業の推進

東京都独自の「東京ジョブコーチ」を養成し、初めて障害者を雇用する中小企業等に出向いて支援を行うことにより、障害者の職場定着を図ります。

○総合コーディネート事業の推進

東京しごと財団が、総合コーディネート事業の一環として、企業合同説明会、企業向け普及啓発セミナー、障害者雇用企業見学会等を実施しており、それらを通じて、中小企業における障害者の雇用促進を図ります。

○障害者雇用優良企業登録制度の創設

障害者を多数雇用している企業の登録を募り、シンボルマークの作成、ホームページ等での紹介等により、その取組を東京都が広く周知していきます。

また、登録企業のうち、中小企業については、東京都中小企業制度融資の産業力強化融資制度を適用していきます。

(東京都、東京しごと財団)

行動16を具体化する事業

事業名・事業内容	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度取組と事業目標	担当
16-1 中小企業障害者雇用支援助成事業 国の「特定求職者雇用開発助成金」受給満了後、中小企業に対して、最大2年間の賃金助成を行う。(就業場所が都内、「特開金」満了後も引き続き雇用継続が条件。) 【給付内容】 ・重度障害者 月額3万円(定額) ・重度以外 月額1万5千円(Ⅱ) ・訪問相談員による相談支援	支給決定件数：264件	支給決定件数：356件	支給決定件数：410件	引き続き中小企業事業主に制度を周知し、本助成金の活用を促すことで、障害者の職場定着を促進する。	【事業所管】 東京都
16-2 東京ジョブコーチ支援事業の推進(再掲) 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。	ジョブコーチ数：53名 支援開始数：584件 稼働延べ日数：5,877日	○東京ジョブコーチ数：59名 (平成24年度末時点) ○支援開始数：638件 ○稼働延日数：6,379日	○東京ジョブコーチ数：64名 (平成25年度末時点) ○支援開始数：684件 ○稼働延日数：6,926日	○従前から対象である「難病」について、改正総合支援法の施行を踏まえ、あらためて支援対象として明記。 ○支援目標：600件	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
16-3 総合コーディネート事業の推進(拡充) 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネートを駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に向けた事業を実施する。	(1) 就労支援機関との意見交換会 年2回 (2) 普及啓発セミナー 年9回 (3) 求職者と就職者の交流会 年2回 (4) 企業合同説明会 年4回 (5) 就業総合相談会 年4回 (6) 職場体験実習 年611件 (7) 職場体験実習面談会 年4回 (8) 障害者就活セミナー 年4回 (9) 障害者雇用企業等報ネットワーク構築事業 年3回 (10) 障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1) 就労支援機関との意見交換会 年2回 (2) 普及啓発セミナー 年11回 (うち経営者向けセミナー 年1回) (3) 求職者と就職者の交流会 年2回 (4) 企業合同説明会 年2回 (5) 就業総合相談会 年4回 (6) 職場体験実習 年875件 (7) 職場体験実習面談会 年4回 (8) 障害者就活セミナー 年4回 (9) 障害者雇用企業等報ネットワーク構築事業 年3回 (10) 障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1) 就労支援機関との意見交換会 年2回 (2) 普及啓発セミナー 年7回 (うち経営者向けセミナー 年2回) (3) 求職者と就職者の交流会 年2回 (4) 企業合同説明会 年2回 (5) 就業総合相談会 年4回 (6) 職場体験実習 年963件 (7) 職場体験実習面談会 年4回 (8) 職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年26件 (9) 障害者就活セミナー 年4回 (10) 障害者雇用企業等報ネットワーク構築事業 年3回 (11) 障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1) 就労支援機関との意見交換会 年2回 (2) 普及啓発セミナー 年6回 (うち経営者向けセミナー 年2回) (3) 求職者と就職者の交流会 年2回 (4) 企業合同説明会 年2回 (5) 就業総合相談会 年4回 (6) 職場体験実習 年900件 (7) 職場体験実習面談会 年6回 (8) 職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年100件 (9) 障害者就活セミナー 年5回 (10) 障害者雇用実務講座(2コース) 各年2回 (11) 精神障害者雇用サポート事業 年30社 (12) 障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
16-4 障害者雇用優良企業登録制度の推進 【障害者雇用優良企業】 ・都内に本社又は事業所を設置 ・労働者が300人未満 ・障害者雇用率が2.3%以上(H25.4.1～)等	10社登録	6社登録	9社登録	障害者を率先して雇用し、能力活用に積極的な企業の登録を募り、シンボルマークの利用、東京都のホームページへの掲載により、企業のイメージアップと障害者雇用の普及啓発を図る。	【事業所管】 東京都
16-5 「特定求職者雇用開発助成金」の活用 身体・知的障害者 1年6月 90万円→135万円 身体・知的(重度・45歳以上) 2年 160万円→240万円 短時間労働 1年6月 60万円→90万円	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介時に周知、利用勧奨を実施 支給決定件数：4,580件	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介時に周知、利用勧奨を実施。(支給決定件数 5,619件)	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：7,092件)	事業主に周知し、活用を促すことで障害者雇用の促進を図る。特に、中小企業事業主に対しては、助成金額及び助成機関が拡充されていることを周知し活用を促す。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
16-6 「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」の活用 雇用経験のない中小企業が、ハローワークの紹介により障害者を雇用する場合、100万円を支給する。	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、雇用率達成指導時に周知、利用勧奨を実施 支給決定件数：21件	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、雇用率達成指導時に周知、利用勧奨を実施。 支給決定件数：29件	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：22件)	中小企業事業主に周知を図り、奨励金を活用して、障害者の雇用経験が無い中小企業が障害者の雇用に踏み出せるよう支援する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
16-7 オーダーメイド型障害者雇用支援サポート事業 障害者雇用に取り組む中小企業に対しモデル事業として、都の支援員がニーズに合わせた支援計画を作成し、採用前の環境整備からアフターフォローまでを一貫して支援する。また、使用者団体や障害者就業支援機関等からなる協議会を設置し、支援で得られた課題の検討や成果を情報発信し、障害者雇用の促進を図る。	地域に協議会を設置するとともに、初めて障害者雇用に取り組むチャレンジ企業を募集した。応募した企業については、支援員が採用前の環境整備からアフターフォローまで一貫して支援した。 新規企業：22社	地域に協議会を設置するとともに、初めて障害者雇用に取り組むチャレンジ企業を募集した。応募した企業については、支援員が採用前の環境整備から定着支援等のアフターフォローまで一貫して支援した。 新規企業：22社	地域に協議会を設置するとともに、初めて障害者雇用に取り組むチャレンジ企業を募集した。応募した企業については、支援員が採用前の環境整備から定着支援等のアフターフォローまで一貫して支援した。 (新規企業 12社)		【事業所管】 東京都
16-8 障害者職場定着サポート推進事業(新規) 障害者の雇用継続に関しての課題が発生した場合の、効果的な定着支援方法などの事例を収集し、企業や障害者就労支援機関に普及啓発することにより、企業、障害者就労支援機関それぞれに効果的・効率的な定着支援につなげ、障害者の雇用を促進する。	26新規事業	26新規事業	26新規事業	○事業推進協議会の実施(3回開催) ○地域の就労支援機関の定着支援を通じ、定着の課題発生割合や発生原因を調査・分析(700件) ○地域の就労支援機関の定着支援を通じ、効果的な定着支援方法等の事例収集(100件)	【事業所管】 東京都

視点8 法定雇用率達成を目指す

行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導を強化します。

○指導基準に基づいた厳正な指導

東京における企業指導が全国の障害者雇用に大きな影響を及ぼすことも踏まえながら、大企業に対する厳正な指導を徹底するとともに、中小企業にも重点を置いて、ハローワークの所長によるトップ指導など効果的な指導を展開していきます。

企業への個別指導に当たっては、業種や規模、雇用実績の有無等を踏まえ、個々の状況に応じて具体的な提案・支援型指導を実施します。

また、企業の雇用好事例を紹介するセミナーや企業の見学会、就職面接会・ミニ面接会・企業グループ面接会などを開催します。

○公的機関に対する指導

法定雇用率未達成の公的機関に対して、すみやかに雇用率を達成するよう指導を強化します。

(東京労働局)



行動17を具体化する事業

事業名・事業内容	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度 取組と事業目標	担当
<p>17-1 基準に基づいた指導</p> <p>大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点をおいて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。</p>	<p>指導件数 : 30,846 件 企業名公表 : 3 社</p> <p>(参考: 23年6月1日現在の民間企業実雇用率目標1.56%以上に対して実績1.61%、法定雇用率達成企業割合目標33.3%に対して実績32.2%)</p>	<p>指導件数: 35,465 件 企業名公表: 0 社</p>	<p>指導件数: 37,361 件 企業名公表: 0 社</p>	<p>大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点を置いて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。</p> <p>平成27年6月1日現在民間企業実雇用率の目標1.76%以上、法定雇用率達成企業割合目標33.8%</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p> <p>【実施主体】 ハローワーク 東京労働局</p>

視点9 公的機関も雇用拡大へチャレンジ

行動18 都庁でのチャレンジ雇用を 拡充します。

東京都は、身体障害者を660人雇用しています（雇用率3.09%）。

東京都教育委員会は、身体障害者を709人雇用していますが、実雇用率は1.73%（法定雇用率2.0%）と法定雇用率に達しておらず、今後、雇用の拡充について検討していきます。

また、平成20年度から、知的障害者や精神障害者のチャレンジ雇用を開始しています。都庁において、知的障害者や精神障害者を短期間雇用し、その業務経験を踏まえて、一般企業への就職の実現を図ります。

今後、都庁のチャレンジ雇用を拡充するとともに、都内の区市町村等でもチャレンジ雇用を促進していきます。（東京都）

<コラム2>

都庁チャレンジ雇用（20年度前期）の経験者の声（業務日誌より）

Aさん ……

○アンケートのパソコン入力では読みにくいのが何箇所もありましたが、打ち終わってよかったです。あとは最後の見直しをしたいと思います。

○コピー機や印刷機での立ち作業では、集中して足の疲れを忘れていたことがありました。でも、セミナーなどで使われているのを見ると、頑張った甲斐がありました。

Bさん ……

製本テープを貼るときに、シワと隙間ができないように貼るのがとても難しかったです。これも含めて全部勉強になったので、よかったです。

東京都に来て思うのは、「経験・勉強・挑戦」になることが多いということです。

【補足】 以下、行動宣言制定時から一部変更しています。

実雇用率 1.78%（法定雇用率 2.2%）

（平成 25 年 6 月 1 日現在）

行動18を具体化する事業

事業名・事業内容	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度 取組と事業目標	担当
18-1 教育委員会の一一般の雇用の拡充 教員採用における障害者対象の相談会の実施など個別の取組を進めるほか、障害者雇用を大きく拡充するための方策について検討を進める。	682名 (23.6.1現在)	719名 (24.12.1現在)	818名 (25.12.31現在)	東京都教育委員会版チャレンジ雇用を引き続き実施するほか、教育委員会の雇用の拡充のための具体的な方策について、知事部局等とも連携し引き続き検討を進めていく。	【事業所管】 東京都教育委員会
18-2 チャレンジ雇用の拡充 知的障害者・精神障害者を臨時職員として短期雇用する。 【期間】4ヶ月間→6ヶ月間 【人数】12人→16人 H25年度より～ 知的障害者・精神障害者を非常勤職員として短期雇用する 【期間】1年間 【人数】6人	6ヶ月間 15人雇用 (福祉保健局10人・産業労働局4人・教育庁1人)	6ヶ月間 29人雇用 (福祉保健局25人・産業労働局4人)	非常勤職員(1年) 6人 (福祉保健局4人、産業労働局2人) 臨時職員(6ヶ月) 25人 (福祉保健局21人、産業労働局4人) 計 31人雇用	非常勤職員(1年) 6人 (福祉保健局4人、産業労働局2人) 臨時職員(6ヶ月) 25人 (福祉保健局21人、産業労働局4人) 計 31人雇用 非常勤職員制度と、臨時職員制度を並行して実施することにより、個々の障害特性、準備性に合った制度の活用を促すとともに、就労につながる支援を実施していく。 あわせて、都内区市町村におけるチャレンジ雇用の取組を支援していく。	【事業所管】 東京都
18-3【東京都緊急雇用創出事業】によるチャレンジ雇用 厳しい雇用情勢において離職を余儀なくされた知的障害者・精神障害者を臨時職員として短期雇用する。 【期間】6ヶ月 【人数】13人	6ヶ月間 13人雇用 (福祉保健局13人)	/	/	/	【事業所管】 東京都
18-4 東京都教育委員会版チャレンジ雇用の拡充 (拡充) 都立特別支援学校卒業生を非常勤職員として雇用する。 【期間】1年間(平成24年度は10ヶ月間。2回まで更新可能) 【人数】3人	24年度 新規事業	10か月 2人 7か月 1人	74名雇用 (年度途中から雇用した者を含む。)	知的・精神障害者等を非常勤職員として雇用 (159名)	【事業所管】 東京都教育委員会

視点10 「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

行動19

「キャリア形成シート(個別移行支援計画を含む)」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。

特別支援学校が策定する「個別移行支援計画」を、在学中の早い時期から、区市町村障害者就労支援センターや障害者就業・生活支援センター等の地域の就労支援機関と情報共有し、一人ひとりのニーズに応じた継続的支援を実施していきます。

また、地域の就労支援機関は、個別移行支援計画を引き継いで、マッチングの支援ツール（キャリア形成シート）を作成し、訓練利用、就職、離職、再就職の各ステージで、十分な情報を盛り込み、本人の主体性に配慮しつつ、企業等に引き継いでいきます。

そして、キャリアカウンセリングの実施のもと、本人の就労の目標や希望、キャリア形成上の課題が、就職や就労の継続に活かされるよう工夫していきます。

(就労支援機関、東京都教育委員会、東京都)



行動19を具体化する事業

事業名・事業内容	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度 取組と事業目標	担当
<p>19-1 個別移行支援計画の引継ぎ</p> <p>特別支援学校在学中の早い時期から、地域の就労支援機関と情報共有し、生徒一人一人のニーズに応じた継続的支援な進路指導、就労支援を実施する。</p>	<p>都立特別支援学校（56校）において、個別の教育支援計画を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じ、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関との連携した支援を実施した。</p> <p>都立特別支援学校高等部設置校（34校）において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。</p>	<p>全ての都立特別支援学校において、個別の教育支援計画を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じ、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関との連携した支援を実施した。</p> <p>全ての都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての都立特別支援学校において、個別の教育支援計画を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じ、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関との連携した支援を実施した。個別の教育支援計画については、検討員会での検討を受け、冊子「これからの個別の教育支援計画」を作成し、都内公立学校の教員に配布した。 全ての都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 都立特別支援学校において、個別の教育支援計画や個別移行支援計画を活用し、進路指導主任を中心として組織的に区市町村障害者就労支援センターや他の福祉、医療、保健、労働等の機関との情報を共有する。産業界等での実習の成果を、個別移行支援計画に反映させ就労先での職場定着指導等の充実を図る。 	<p>【事業所管】 東京都教育委員会</p> <p>【実施主体】 特別支援学校 就労支援機関</p>

行動20

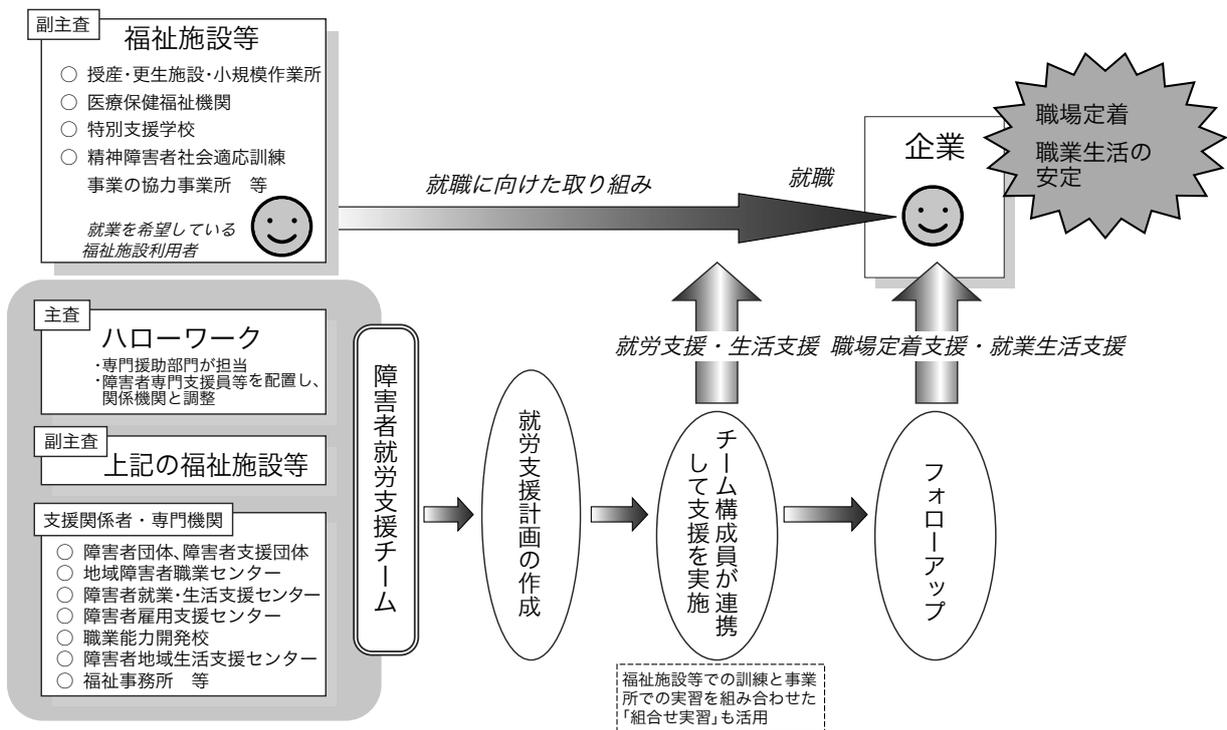
ハローワーク・福祉施設・就労支援機関・企業が顔の見える関係を構築します。

ハローワークと福祉施設が顔の見える連携を行い、障害者の情報、企業を共有し、障害者本人の希望や力量、適性に配慮したマッチングを行います。

就労支援機関が就労支援ネットワークを活用し、企業や福祉施設の見学会などの交流を実施し、企業と福祉施設が相互に理解を深めていきます。

ハローワークを中心とした「チーム支援」

～「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開～



(ハローワーク、福祉施設、就労支援機関)

行動20を具体化する事業

事業名・事業内容	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度 取組と事業目標	担当
<p>20-1 ハローワークを中心とした チーム支援の実施</p> <p>ハローワークが地域の福祉施設や支援機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職の準備段階から就職後の定着まで一貫した支援を行う。</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。</p> <p>チーム支援就職件数： 1,685件</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。</p> <p>チーム支援就職件数： 1,961件</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。</p> <p>チーム支援就職件数：2,525件</p>	<p>地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p> <p>【実施主体】 ハローワーク 就労支援機関</p>
<p>20-2 在宅就業支援団体等活性化助成金の活用</p> <p>在宅就業障害者に対する就業機会の確保・提供、職業講習、就労支援等を行う在宅就業支援団体等の事業主が、当該事業の活性化を図る場合に、その活性化に要した費用の一部を助成する。もって、在宅就業障害者の就業機会の向上とその定着を図ること、また、雇用による就業を希望する者に対しては、一般就労つながるよう支援を行う。</p>	<p>24年度 新規事業</p>	<p>関係機関との連携のもと、当該助成金の周知を図り、在宅就業障害者の就業機会の向上を図る。</p> <p>支給決定件数 2件</p>	<p>支給決定件数：4件</p>	<p>（このセルは対角線が入っており、内容が不明です）</p>	<p>【事業所管】 東京労働局</p> <p>【実施主体】 ハローワーク 就労支援機関</p>